特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００８号

名古屋市南区南野３丁目129番地
清算株式会社　株式会社リレイション
代表清算人　武内　成泰

1　決定年月日　令和７年10月20日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、本協定認可決定が確定した日（以下「本確定日」という。）において清算株式会社の全ての財産を換価回収した金銭から公租公課、特別清算手続に必要な費用等を控除した残額（以下、「弁済原資」という。）がある場合には、協定債権者らに対し、本確定日から２か月以内に当該弁済原資をその債権額に応じて按分して支払い、残債務の免除を受ける。なお、本確定日において弁済原資がない場合、清算株式会社は、協定債権者らに対し、本確定日から１か月以内に弁済原資がない旨を通知するものとし、当該通知が協定債権者らに到達した時点で残債務の免除を受ける。

2　清算株式会社の清算結了間までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権については、随時に弁済する。

以上

名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第３０２７号

大阪市淀川区新高１丁目７番29号
清算株式会社　株式会社ナイス
代表清算人　栗本　友敦

1　決定年月日　令和７年10月21日

2　主文　本件協定を認可する。

協定

1　本協定における協定債権者は、表１【債権者名】記載の13名である。

2　清算株式会社は、各協定債権者に対して、表１の債権額欄記載のとおりの支払義務があることを確認する。

3　各協定債権者は、清算株式会社と対象債権者（本協定債権者を含む。）において成立した事業再生計画（甲９。以下「再生計画」という。）に基づき、表１【債権額】総額（元本及び利息・遅延損害金等その名目を問わない。）について、その債権の全てを放棄する。

4　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を、再生計画における弁済対象債権額の割合に応じて弁済する。この場合、本協定債権者が第３項の規定により行った債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（表１省略）

以上

大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始